



第 2号様式 (第 4条関係)

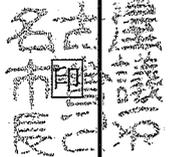
行政文書公開決定通知書

2市会議第88号
令和2年12月28日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市会議長 中里 高之



令和2年12月15日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	議会運営委員会理事会記録 (請求に係るもの)		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和2年12月28日	午前 時 午後 時
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備考	<決定を行った所管課・公所> 市会事務局議事課 TEL 052-972-2088		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

供 覧

議 長	副 議 長	委 員 長	事 務 局 長	局 次 長	議 事 課 長	議 事 係 長
		/				

会 議 名	第 回	理 事 会	担 当 者									
開 会 日 時	平 成 3 1 年 2 月 1 2 日		午 前 1 1 時 1 0 分	開 会 終 了								
会 議 場 所	市 会 応 接 室											
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">成田たかゆき委員長</td> <td style="width: 50%;">田辺雄一副委員長</td> </tr> <tr> <td>岡本やすひろ理事</td> <td>江上博之理事</td> </tr> <tr> <td>田山宏之理事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坂野公壽議長</td> <td>木下優副議長</td> </tr> </table>				成田たかゆき委員長	田辺雄一副委員長	岡本やすひろ理事	江上博之理事	田山宏之理事		坂野公壽議長	木下優副議長
成田たかゆき委員長	田辺雄一副委員長											
岡本やすひろ理事	江上博之理事											
田山宏之理事												
坂野公壽議長	木下優副議長											
出 席 理 事 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">日比野市会事務局長</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>木村市会事務局次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">その他関係理事者</td> </tr> </table>				日比野市会事務局長		木村市会事務局次長			その他関係理事者		
日比野市会事務局長												
木村市会事務局次長												
	その他関係理事者											
主 要 件 名												

主 要 件 名

議 事 経 過 別 紙 の と お り

午前11時10分 開会

冒頭、成田委員長から、佐藤あつし議員は、2月8日付で議長により辞職を許可された旨報告があり、本件に関連し、以下の点について確認した。

- ・議会運営委員の割り振りについては、変更がない。
- ・議席の変更については、別添資料のとおり、2月定例会冒頭から議席が変更となり、本件は2月15日(金)の議会運営委員会に報告する。
- ・委員等の割り振りについて、減税は土木交通委員会の所属委員が不在となることから、協議した結果、年度途中の異動は従来より原則認めていないことを踏まえ、現状のままとする。
- ・控室については、変更がない。

1 2月定例会の会期及び日程案について

事務局長から、会期は、年間スケジュールどおり、2月19日から3月18日までの28日間とし、日程案は、過去の改選期の例を勘案して作成した。

審議案件は、別添資料のとおり、平成31年度予算に関係のない案件は24件で本日、各議員に送付され、平成31年度予算及び関連議案は55件で2月15日に各議員に送付される予定である。また、追加提出が予定されている人事案件として、教育長選任及び人権擁護委員の推薦がある。

以下、日程案について説明する。

初日2月19日は、午前11時に本会議が招集されている。まず、28日間の会期を決定した後、平成31年度予算及び関連議案55件並びに平成31年度予算に関係のない案件24件を一括上程し、市長から提案説明を聞いて、この日は散会する。なお、午前10時30分から議場において名フィルのミニコンサートを、本会議終了後には、常任委員長会を予定している。

2月20日から22日までは議案精読日とするが、2月22日午前11時から議会運営委員会を予定いただくとともに、2月20日及び21日の両日にはいずれも午前10時から予算議案説明会が開催される。予算議案説明会の実施要領は、別添資料のとおりであり、従来どおり、スケジュールに従い順次進めていただく。

2月25日は、午前10時から本会議とし、平成31年度予算に関係のない案件24件を一括上程して、議案質疑を行い、質疑終了後、各案件は所管の常任委員会に付議される。この場合、質疑の通告期限は2月21日までで、発言順は、申し合わせにより、自民、民主、公明、共産、減税、諸派の順となる。

これら当初予算に関係のない案件の常任委員会における審査は、2月26日から28日までとなるが、2月28日には午後2時から議会運営委員会を開き、審査状況を報告することになる。なお、2月26日は、午前10時から関係の常任委員会において、市民3分間議会演説が実施される。

3月1日、4日、5日及び6日は本会議とし、平成31年度予算及び関連議案55件を一括上程し、まず代表質問を行い、続いて個人質問を行う。なお、3月5日は、中学校の卒業式が予定されているので午後1時から、3月1日、4日及び6日は午前10時から本会議を予定いただく。この場合、各派代表質問及び個人質問については、いずれも2月15日の議会運営委員会までに氏名通告を、2月27日までに内容通告を行うこととし、個人質問の発言順は、申し合わせにより、自民、民主、公明、共産、減税、諸派の順となる。これら質問の終了後、各案件は所管の常任委員会に付議される。その後、当初予算に関係のない案件について、各常任委員長の報告後、議決することになる。

3月7日から14日までは、各常任委員会で付議案件の審査をお願いし、3月14日には午後1時30分から議会運営委員会を開き、審査状況を報告することになる。

3月15日は、午後1時に本会議を開き、平成31年度予算及び関連議案について、各常任委員長の報告後、それぞれ議決し、2月定例会は閉会される予定である。なお、3月18日を本会議予備日としている。

このほか、別添資料のとおり、2月15日午前11時から議会運営委員会を、2月28日午後1時30分から団長・幹事長会を予定いただき、また、理事会については、2月22日午前10時30分、2月28日午後1時及び3月14日午後1時をそれぞれ予定いただく。このほか、議員提出議案の調整等のため必要があるときは、別途、理事会をお願いすることになる、との説明があった。

以上の説明を受け、2月定例会の会期及び日程は、別添案を2月15日の議会運営委員会に提示し、決定することとし、予算議案説明会は、別添の実施要領に従い実施することを確認した。

また、各委員会の意思決定日は、それぞれ常任委員会審査日の最終日に合わせることを常任委員長会において議長から報告し、取り計らい願うこととした。

あわせて、当初予算及び関連議案については、2月15日に控室に送付されることを確認した。

2 当初予算に関係のない案件に対する質疑について

通告があれば個人質疑で行うこととし、発言時間は答弁を含めて1人15分以内、発言回数・方式については、別添の「議会運営委員会における決定事項案」を各会派とも異議なく了承したため、この案を議会運営委員会に報告し、決定することとした。

個人質疑の通告期限・発言順については、先ほどの事務局長の説明どおりとなることを確認した。

3 当初予算及び関連議案に対する代表質問及び個人質問について

代表質問及び個人質問の発言時間は、いずれも会派別持ち時間制によることとし、発言時間はそれぞれ別添資料のとおりとすることについて協議したところ、江上理事から、会派別持ち時間制には反対であるとの意向が示されたため、別添案を理事会の多数意見として2月15日の議会運営委員会に報告し、決定することとした。

なお、諸派については、議員ごとの発言時間の持ち越し・融通は認めない扱いとなることを確認した。

代表質問及び個人質問の取り扱いについて、別添「議会運営委員会における決定事項案」を各会派とも異議なく了承したため、この案を議会運営委員会に報告し、決定することとした。また、質疑・質問の発言時間等に係る努力目標、発言時間の配慮及び理事会の確認事項を別添資料のとおり確認した。

また、わかりやすい質疑・質問への取り組みについて、別添資料のとおり、今定例会においても実施することを確認した。なお、本件の取り扱いに関しては、議会は言論の府であることを基本に踏まえ、パネルは視覚に訴えることが効果的であるような場合に使用されるべきものとの確認がなされており、議場配付用資料の準備方法などを含め、この制度の趣旨を再度徹底願うとともに、パネル等使用に関する理事会の確認事項の内容とあわせて議会運営委員会に報告することとした。

代表質問・個人質問の通告期限、発言順については、先ほどの事務局長の説明どおりとなることを確認した。

4 人事案件について

教育長選任及び人権擁護委員の推薦については、2月28日午後1時30分からの団長・幹事長会及び同日午後2時からの議会運営委員会で市長から発言があった後、各派に持ち帰り、3月14日の理事会及び議会運営委員会で各派の意向

を伺い、3月15日の本会議で議決することとした。

なお、教育長選任については、前回から、団長・幹事長会にて市長が候補者の所信表明文書を提出・説明し、説明責任を果たすとともに、候補者にもその場に同席願ひ、あらかじめ理事会において各会派の意見の一致を見た場合には候補者に対する質疑を認める取り扱いとし、あわせて所信表明文書は、全議員、市民にも公開されるよう候補者資料や議案に添付する取り扱いとされたことを踏まえ、今回の取り扱いを協議した結果、前回と同様の取り扱いとすることとした。

5 議員提出議案について

提出期限は2月14日（木）中であることを確認した。

田辺副委員長から、自民、民主、公明の3会派共同により、議員報酬月額制度値から15%削減を継続することを内容とする特例条例案の提出を検討している旨の発言があった。

江上理事から、議員報酬を平成31年度は800万円とし、平成32年度からの額の検討を市民参加の第三者機関で審議することを内容とする特例条例案の提出を検討している旨の発言があった。

それぞれ条例案提出の意向が確認されたため、その取り扱いを協議する理事会を2月20日（水）午後3時（予算議案説明会終了後）に開会することとした。

なお、理事会の懸案事項となっている各会派からの申し入れのうち、政務活動費関係については本日協議願うこととした。

意見書の文案等調整のための理事会を3月7日及び11日の常任委員会終了後（委員会審査の進捗状況によっては休憩中）に予定した。

6 その他

(1) 名フィルミニコンサートについて

総務課長から、別添資料に基づき説明があり、市長からは欠席との連絡があった、との発言があった。本件については、説明のとおり実施することとし、2月15日の議会運営委員会で報告する際には、市長が欠席の意向である旨もあわせて報告することとした。

(2) 市民3分間議会演説の申し込み状況について

議事課長から、別添資料に基づき説明があった。

(3) 陸前高田市東日本大震災追悼式に係る対応について

成田委員長から、東日本大震災8周年を迎えるに当たり、陸前高田市長から議

長宛てに3月11日（月）に陸前高田市にて執り行われる東日本大震災追悼式への招待状が届いた、との報告があり、坂野議長から、8周年を迎えるに当たっての対応として、3月11日に議員総会を開会し、発災時刻に黙祷を捧げるとともに、同日に陸前高田市にて執り行われる追悼式には、木下副議長に出席していただいてはどうか。なお、追悼式の市側の出席者は市側の判断となるが、当日は委員会審査日に当たるため、追悼式の出席者について、委員会審査の議事運営上配慮願いたい旨の発言があった。

以上を踏まえて協議した結果、3月11日の発災時刻である午後2時46分に黙祷を行うため、午後2時45分に議員総会を開催することとし、詳細は改めて協議願うこととした。また、陸前高田市で行われる追悼式には、木下副議長に出席願うこととした。

また、議員総会開会時まで委員会審査が継続中の場合には、委員会を一旦休憩願うこととなる旨、各会派において周知願うこととした。

(4) 天皇陛下御在位30年記念式典について

坂野議長から、2月24日（日）に東京で開催される天皇陛下御在位30年記念式典に招待いただいたことから出席したいと考えており、その旨承知置き願う旨発言があった。

また、成田委員長から、天皇陛下御在位20年の際には、名古屋市会として議決により賀詞を奉呈したことを踏まえ、今般の御在位30年に当たっても同様に、議決により慶賀の意を表してはいかがかと考へ、あらかじめ別添資料を作成したことから、協議願いたい旨発言があり、協議した結果、別添資料のとおり議決することとした。なお、記念式典が2月24日に執り行われることから、2月19日の本会議冒頭に議決することとし、本件は、2月15日の議会運営委員会で発議を決定し、儀礼案件であることから、2月19日の本会議において、会期に関する件の次に上程し、副議長登壇の上、提案説明を行い、起立採決により即決することとした。

先例により、発議者は副議長及び議会運営委員全員によることとした。なお、賀詞の伝達方法については、平成21年の例に倣い、宮内庁に郵送することとした。

議案は当日議場配付とした。

(5) 平成31年度議会予定について

議事課長から、別添資料に基づき説明があり、案のとおり予定することとした。

(6) 政務活動費に係る申し入れ等について

成田委員長から、会派からの申し入れのうち政務活動費に関しては、今定例会中に一定の方向性を見るべく、理事会において協議を進めてはいかがかとの発言があった。これに対し、田辺副委員長から、政務活動費については、規程を整備することにより、収支報告書・領収書のインターネット公開を市の情報公開条例の基準に基づき、可及的速やかに行うことについて、各会派の意向を確認願いたい旨発言があり、各会派とも、政務活動費については、規程を整備することにより、収支報告書・領収書のインターネット公開を市の情報公開条例の基準に基づき、可及的速やかに行うことについて意見の一致を見た旨確認した。

(7) 11月定例会からの継続事案について

成田委員長から、2月6日の議会運営委員会における論点整理として、

- ・参考人招致の際の浅井康正議員の不十分な説明と発言事実の究明の必要性
- ・議事手続き等に対する田山議員の幹事長としての責任の履行のあり方
- ・減税日本の交渉会派としての理事会・議会運営委員会等へのかかわり方

以上の従来からの3項目は引き続き継続案件となっており、特に、常任委員の所属変更という議事手続きを招いた浅井議員の姿勢、すなわち自己が違法状態にあるまま安閑と補正予算審議・議決に加わっていたことが、所定のブロック塀等の撤去を通じた安心・安全なまちづくりへの議会としての取り組み姿勢から著しく逸脱している点に関する減税の説明責任とけじめ、さらに、今後2月定例会においても、浅井議員は所属変更先の財政福祉委員会でブロック塀改修に係る補正予算審議に直面するとともに、本会議の審議・議決では教育子ども委員会関係議案への賛否にも加わるることとなることから、この点に関する市民への説明責任について減税幹事長としての責任ある回答が求められている旨発言があり、田山理事から、浅井議員からは、今後の委員会審議・議決に加わっていきたい意向があると聞いており、減税としては見守っていききたい旨発言があった。これに対し、減税を除く出席議員から、浅井議員に関する減税における説明責任とけじめ及び今後、関係議案の審議・議決に加わるることとなる点に関する市民への説明責任について発言があり、田山理事からは、減税の会派の幹事長として党の代表に対し、発信を求めているところであり、スケジュールが決まり次第報告する旨発言があるなど協議を行った結果、本件については、次回の理事会で改めて報告願うこと

とした。

(8)次回の理事会は、2月20日(水)午後3時(予算議案説明会終了後)を予定した。

午後零時15分 終了

理事会協議事項

(平31.2.12)

- 1 2月定例会の会期及び日程案について
- 2 当初予算に関係のない案件に対する質疑について
- 3 当初予算及び関連議案に対する代表質問及び個人質問について
- 4 人事案件について
- 5 議員提出議案について
- 6 その他

平成31年2月定例会日程等について (案)

月 日	曜	時 間	会 議	案 件	取 扱 方 法	備 考
2月19日	火	午前11時	(開会) 本 会 議	・会期に関する件 ◎平成31年度予算及び 関連議案 ○平成31年度予算に 関係のない案件	(28日間) 一括上程、市長提案説明	
			(本会議終了後)	常任委員長会		
2月20日 2月22日	水 金		(議案精読)			2月20日、21日…… …予算議案説明会
		午前11時	議会運営委員会	質疑について		
2月25日	月	午前10時	本 会 議	○平成31年度予算に 関係のない案件	一括上程、質疑(個人質 疑…自民-民主-公明- 共産-減税-諸派の順) 終了後、委員会付議	平成31年度予算に 関係のない案件に 対する質疑通告期 限………2月21日
2月26日 2月28日	火 木		常 任 委 員 会	○平成31年度予算に 関係のない案件	審 査	(2月26日…… 市民3分間議会 演説)
		午後2時	議会運営委員会	委員会の審査結果等 について		
3月1日	金	午前10時	本 会 議	◎平成31年度予算及 び関連議案	一括上程、代表質問(質 疑並びに議案外質問)	代表質問及び個人 質問の内容通告期 限………2月27日 (3月5日 中学校卒業式)
3月4日	月	午前10時	本 会 議	◎平成31年度予算及 び関連議案	一括上程、個人質問(質 疑並びに議案外質問… 自民-民主-公明-共産 -減税-諸派の順) 終了後、委員会付議	
3月5日	火	午後1時				
3月6日	水	午前10時				
3月7日 3月14日	木 木		常 任 委 員 会	◎平成31年度予算及 び関連議案 ※請願及び陳情	審 査	
		午後1時30分	議会運営委員会	委員会の審査結果等 について		
3月15日	金	午後1時	本 会 議 (閉 会)	◎平成31年度予算及 び関連議案	委員長報告後、議決	
3月18日	月		(本会議予備日)			

諸派：無ク、市民

◎予定人事案件………教育長選任、人権擁護委員の推薦

○ 平成31年度当初予算に関係のない案件（24件）

- 1 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正について
- 1 名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について
- 1 名古屋市都市公園条例の一部改正について
- 1 火災予防条例の一部改正について
- 1 平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第6号）
- 1 平成30年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算（第2号）
- 1 平成30年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第1号）
- 1 平成30年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 1 平成30年度名古屋市基金特別会計補正予算（第5号）
- 1 平成30年度名古屋市公債特別会計補正予算（第2号）
- 1 平成30年度名古屋市病院事業会計補正予算（第2号）
- 1 平成30年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 1 契約の締結について
- 1 損害賠償の額の決定について
- 1 あらたに土地が生じたことの確認について
- 1 土地区画整理に伴う町の区域の変更について
- 1 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について
- 1 市道路線の認定及び廃止について
- 1 行政財産の使用許可に関する審査請求について

◎ 平成31年度当初予算及び関連議案（55件）

- 1 平成31年度名古屋市一般会計予算
- 1 平成31年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市基金特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市公債特別会計予算
- 1 平成31年度名古屋市病院事業会計予算
- 1 平成31年度名古屋市水道事業会計予算
- 1 平成31年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 1 平成31年度名古屋市下水道事業会計予算
- 1 平成31年度名古屋市自動車運送事業会計予算
- 1 平成31年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算
- 1 名古屋市アジア競技大会基金条例の制定について
- 1 名古屋市職員定数条例の一部改正について
- 1 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 1 公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更について
- 1 包括外部監査契約の締結について
- 1 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について
- 1 福祉事務所設置条例の一部改正について
- 1 名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部改正について
- 1 名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 名古屋市立病院条例の一部改正について
- 1 名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について
- 1 名古屋市ひとり親家庭手当条例の一部改正について
- 1 名古屋市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 1 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の制定について
- 1 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 1 名古屋市教育センター条例の一部改正について
- 1 乗合自動車乗車料条例の一部改正について
- 1 高速電車乗車料条例の一部改正について
- 1 名古屋市情報公開条例の一部改正について
- 1 名古屋市手数料条例の一部改正について
- 1 名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 1 名古屋市中心卸売市場業務条例の一部改正について
- 1 名古屋市南部と畜場条例の一部改正について
- 1 名古屋市水道給水条例の一部改正について
- 1 名古屋市工業用水道給水条例の一部改正について
- 1 名古屋市下水道条例の一部改正について
- 1 名古屋市震災対策事業基金条例の一部改正について
- 1 名古屋市防災条例の一部改正について
- 1 リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金条例の制定について
- 1 名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について
- 1 名古屋市営住宅条例の一部改正について
- 1 名古屋都市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業施行条例の廃止について
- 1 名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について
- 1 名古屋市消防団条例の一部改正について
- 1 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 1 名古屋市子どもの権利擁護委員条例の制定について

予 算 議 案 説 明 会 実 施 要 領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室で行う。
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局長より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

平成31年度予算議案説明会日程（案）

2月20日（水）	午 前	10:00 ～ 10:45	財 政
		10:45 ～ 11:30	健康福祉
		11:30 ～ 12:00	病 院
	午 後	13:00 ～ 13:30	総 務
		13:30 ～ 14:00	環 境
		14:00 ～ 14:30	子ども青少年
14:30 ～ 15:00		教 育	
2月21日（木）	午 前	10:00 ～ 10:25	緑政土木
		10:25 ～ 10:50	交 通
		10:50 ～ 11:10	市民経済
		11:10 ～ 11:30	観光文化交流
		11:30 ～ 12:00	上下水道
	午 後	13:00 ～ 13:15	防災危機管理
		13:15 ～ 13:45	住宅都市
		13:45 ～ 14:00	消 防

平成31年2月定例会の会議予定

◎2月15日(金)

午前11時

議会運営委員会

◎2月22日(金)

午前10時30分

理事会

午前11時

議会運営委員会

◎2月28日(木)

午後1時

理事会

午後1時30分

団長・幹事長会

午後2時

議会運営委員会

◎3月14日(木)

午後1時

理事会

午後1時30分

議会運営委員会

平成31年度予算に関係のない案件に対する
個人質疑の取り扱いについて

区分 事項	個人質疑
通告内容	要旨を具体的に通告する。
発言順	多数会派順（市会ごとに順位を繰り下げる。）
関連質疑	その質疑者が済んでから行う。 個人質疑通告者は関連質疑を行わない。
発言時間	その都度決める。
発言回数	3回を超えることができる。
発言方式	初回の質疑については、登壇し、一括質疑方式で行う。2回目以降の質疑については、自席において、発言者の選択により、一括質疑方式、又は一問一答方式により行うことができる。

代表質問の各会派の発言時間について（案）

（答 弁 を 含 む）

		自 民 党	民 主 党	公 明 党	共 産 党	減 税 派
		(22)	(18)	(12)	(12)	(7)
320 分	基本時間 15 分 (15 分 × 5)	15 分				
	245 分を所属 議員数で案分	76 分	63 分	42 分	42 分	25 分
	計	91 分	78 分	57 分	57 分	40 分

（秒以下を分単位に切り上げ）

個人質問の各会派の発言時間について (案)

(答 弁 を 含 む)

		自 民 党	民 主 党	公 明 党	共 産 党	減 税 派	諸 派
640 分		(22)	(18)	(12)	(12)	(7)	(2)
	基本時間 15 分 (15 分 × 6)	15 分	15 分				
	550 分を所属 議員数で案分	166 分	136 分	91 分	91 分	53 分	16 分
	計	181 分	151 分	106 分	106 分	68 分	31 分

(秒以下を分単位に切り上げ)

諸派：無ク、市民

代表質問及び個人質問の取り扱いについて

当初予算及び関連議案等に対する質疑については、議案外質問を合わせた形式により、各党代表質問及び個人質問として行うものとする。

また、その取り扱いは次のとおりとする。

区分 事項	代 表 質 問	個 人 質 問
通告内容	要旨を具体的に通告する。	要旨を具体的に通告する。
発言順	多数会派順とする。	議案外質問の順位による。
関連質問	行わない。	その質問者が済んでから行う。 個人質問通告者は関連質問を行わない。
発言時間	その都度決める。	その都度決める。
発言回数	3回を超えることができる。	3回を超えることができる。
発言方式	初回の質問については、登壇し、一括質問方式で行う。2回目以降の質問については、自席において、発言者の選択により、一括質問方式、又は一問一答方式により行うことができる。	初回の質問については、登壇し、一括質問方式で行う。2回目以降の質問については、自席において、発言者の選択により、一括質問方式、又は一問一答方式により行うことができる。

質疑・質問の発言時間等について

【努力目標として確認した事項】

◎ 質疑・質問の発言時間

発言時間中の質問と答弁の時間の割合は1：1を基本とする。この場合、理事者は、質問事項を的確に把握して簡明な答弁を行う。

発言時間の配慮について

◎ 質疑・質問の発言時間

【質問者本人より、質問事項からかい離した答弁がなされている旨正規の発言があった場合】

- ・ 議長において議事を整理する場合があります。
- ・ その際の議事の整理に要した時間について、各会派幹事長において協議の上、発言時間に配慮を加える場合があります。

質疑・質問にあたっての確認事項

1. 関連質疑・関連質問は、質疑・質問者と同一所属会派の議員に限り、当該会派の持ち時間の範囲内において認めるものとする。この場合、関連質疑・関連質問は、質疑・質問に対する答弁に関するものとする
1. 質問の際に、パネル等使用する場合は、あらかじめ議長に申し出る。なお、質疑・質問者の責任において、著作権、個人情報等に配慮し、これらの点において問題が生じた場合には、すみやかに所属会派の幹事長を通じて議長に報告するものとする
1. 答弁者を具体的に指定（指名）して質問する（単に、「関係局長」という言い方ではなく、具体的な局長名を言う）
1. あくまで質問は通告の範囲内をお願いする（再質問も含め）
1. 常任の委員長は、関係委員会に関する個人質疑・個人質問を差し控える
1. 質問にあたっては、所属会派及び委員会から発議要請のあった議員提出議案（条例案に限る）の内容には抵触しないこと
1. 内容は、会議規則上の会議時間、午前10時から午後8時までを目安に通告するよう努める

わかりやすい質疑・質問への取り組み（案）

《趣旨》

- ・ 論点及び争点を明らかにして質疑・質問を行うという議会基本条例の趣旨を踏まえ、質疑・質問の内容がよりわかりやすいものとなるような取り組みを実施する。

《内容》

- ・ 発言を補足するものとして質疑・質問の際に使用するパネル等を、議員及び理事者の席上に印刷配付することを認める。

《方法》

- ・ 配付資料（以下「資料」）には議員名を明記する。
- ・ 資料は、A4サイズ of 用紙1枚におさめるものとし、ページが多い場合には両面印刷も可とする。
- ・ 資料の印刷は議員が行い、配付は事務局が行う。
- ・ 傍聴者及び市政記者には資料を配付しない。
- ・ 資料の配付を希望する議員は、資料を130部印刷の上、質疑・質問を行う日の前日の午後5時までに事務局に持ち込む。
- ・ 資料は、会議録に掲載しない。

議会改革に係る提案事項（案）

平成26年3月28日

1 質疑・質問への取り組み

次の6月定例会において、別紙案に基づき試行実施してはどうか。



名古屋市会本会議場 名古屋フィルハーモニー交響楽団ミニコンサート

進行表

2月19日(火)

- 9:45～10:20 傍聴者着席
10:20～10:25 議員・理事者(補助説明員含む)着席
10:25～10:30 名フィル団員入場
10:30～ 開会のことば(坂野公壽議長)

— 演奏 —

指揮者…後藤 龍伸(名フィルコンサートマスター)

演奏…名古屋フィルハーモニー交響楽団 17名編成 弦楽アンサンブル

チャイコフスキー／アンダンテ・カンタービレ弦楽四重奏曲第1番ニ長調

作品11より第2楽章

チャイコフスキー／弦楽セレナード ハ長調作品48より

第1楽章(ソナチネ形式の小品)

第2楽章(ワルツ)

【アンコール】

ドヴォルザーク／弦楽セレナードより第4楽章

演奏終了後 閉会のことば(木下優副議長)

名フィル団員退場・楽器等撤収

11:00 本会議開会

- ・特別傍聴席にも傍聴者が入場する。
- ・振鈴、庁内放送による開会案内は行わない。
- ・議員自席の名札は、出席の表示にしない。
- ・演目、指揮者名は議席、傍聴者に配付する。
- ・報道の撮影は、3階傍聴席において行う。
- ・理事者、補助説明員は自席に着席する。

委員会別応募項目一覧（案）

2月8日現在

委員会室	応募数	発言項目
第2委員会室 (財政福祉委員会)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定の決定に疑問、ぎゃく待幼児死亡と同じく同居老人のぎゃく待にメスを ・税について ・「身体障害者と一般の健常者間の意見交流の場」の必要性和私が感じている障害者サービスの問題点
第3委員会室 (教育子ども委員会)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における歴史教育について
第5委員会室 (経済水道委員会)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・文書公開の流れがあまりにも遅すぎる



賀詞

このたび天皇陛下が御在位30年をお迎えになられましたことを
心からお慶び申し上げます

ここに名古屋市会は 名古屋市民とともに 謹んで慶祝の意を表します

平成 年 月 日

名 古 屋 市 会

平成 31 年度 議会予定(案)

5 月臨時会 5 月 14 日(火)～16 日(木) 3 日間

6 月定例会 6 月 14 日(金)～ 7 月 2 日(火) 19 日間

9 月定例会 9 月 10 日(火)～10 月 10 日(木) 31 日間

11 月定例会 11 月 20 日(水)～12 月 10 日(火) 21 日間

平成 32 年

2 月定例会 2 月 19 日(水)～ 3 月 23 日(月) 34 日間

供 覧

議 長	副 議 長	委 員 長	事 務 局 長	局 次 長	議 事 課 長	議 事 係 長
		/				

会 議 名	第 回	理 事 会	担 当 者	
開 会 日 時	平 成 3 1 年 2 月 2 0 日		午 後 3 時 5 分 開 会 午 後 3 時 5 8 分 終 了	
会 議 場 所	市 会 応 接 室			
出 席 議 員	成 田 た か ゆ き 委 員 長 岡 本 や す ひ ろ 理 事 田 山 宏 之 理 事 坂 野 公 壽 議 長		田 辺 雄 一 副 委 員 長 江 上 博 之 理 事 木 下 優 副 議 長	
出 席 理 事 者	日 比 野 市 会 事 務 局 長 木 村 市 会 事 務 局 次 長		山 本 総 務 局 長 大 原 病 院 局 長 そ の 他 関 係 理 事 者	
主 要 件 名				

主 要 件 名

議 事 経 過 別 紙 の と お り

午後3時5分 開会

1 追加提出議案について

病院局長から、平成30年2月に東部医療センターにおいて発生した医療事故に係る損害賠償の額の決定について、今定例会に追加提出したい旨の発言があった。

本件については、2月22日の議会運営委員会で市長に発言をお許しし、2月25日の本会議において、当初予算に関係のない案件24件に対する個人質疑・委員会付議後、上程し、市長から提案説明を受け、質疑があれば行った後、財政福祉委員会に付議することとした。

本日中に議案が発送されることを確認した。

質疑については、通告があれば、個人質疑として行うこととし、発言時間は答弁を含めて1人10分以内、発言回数・方式は原則どおり3回以内・一括方式とし、通告期限は2月21日まで、発言順は自民からとなることを確認した。

現段階で、各会派とも質疑の予定がないことを確認した。

2 議員提出議案の取り扱いについて

発議要請のあった条例案2件については、3月6日の本会議に上程することとした。

委員会審査について、議会運営上の申し合わせでは、「議員提出議案は、委員会には付議しない」ことを原則的基準としているが、委員会での審議時間を確保する意味で常任委員会に付議することとした。

今回の条例案2件については、いずれも議員報酬に係る案件であることから、一括上程の運びとし、付議委員会は総務環境委員会の予定となることを確認した。

議員提出議案の提出スケジュール等について、議事課長から、別添資料に基づき説明があり、①3月4日の本会議終了後に理事会を開会する②3月5日午後零時30分に議会運営委員会を開会する③質疑通告期限は3月4日の理事会開会時までとする④3月6日の本会議に2件を一括上程し、提案説明の後、質疑があれば行った後、総務環境委員会に付議することを確認した。

3 その他

(1) 天皇陛下御在位30年に係る宮中茶会について

坂野議長から、2月26日(火)に皇居で開催される宮中茶会に招待いただいたことから出席したいと考えており、その旨承知置き願いたい旨発言があった。

また、本件に関しては河村市長も出席する意向があるため、当日は常任委員会審査日であるが議事運営上配慮することとした。なお、この点に関しては、2月

19日の常任委員長会においても議長からあらかじめ承知置き願っていることを確認した。

(2) 議員定数の変更に伴う委員会の見直しについて

成田委員長から、別添資料の自民党案が提示され、本日のところは一旦各会派に持ち帰り、改めて協議願うこととした。

(3) 11月定例会からの継続事案について

2月12日の理事会において田山理事に持ち帰り願った、浅井康正議員に関する減税の説明責任とけじめ及び今後、関係議案の審議・議決にも加わる点となる点に関する市民への説明責任に関し、減税の会派の幹事長として党の代表に対し発信を求めている点について、田山理事から、

・浅井議員の今後の議会活動については、本人の判断に委ねており、本人からは、誠心誠意議員として務めていくと聞いていることから、減税としては見守っていきたい

・2月15日に党が行った記者会見において、党の役職である常任幹事の解任、ブロック塀の撤去状況についての報告とあわせて、浅井議員への公認は出す旨の意向が示された

旨発言があった。これに対し、減税を除く出席議員から、今後、財政福祉委員会を初め、関係議案の審議・議決にも加わる点に関する市民への説明責任について発言があるなど、協議を行った結果、田山理事には、本人に対し理事会における協議を踏まえ意向を確認していただき、その結果について次回の理事会において報告願うこととした。

(4) 政務活動費について

成田委員長から、2月12日の理事会において、政務活動費については、規程を整備することにより、収支報告書・領収書のインターネット公開を、市の情報公開条例の基準に基づき、可及的速やかに行うことで意見の一致を見たところであり、その旨議会運営委員会に報告してはいかがかとの発言があり、各会派異議なく了承し、2月22日(金)の議会運営委員会において報告することとした。

(5) 次回の理事会は、2月22日(金)午前10時30分を予定した。

午後3時58分 終了

理事会協議事項

(平31.2.20)

1 追加提出議案について

2 議員提出議案の取り扱いについて

3 その他

損害賠償の額の決定について

1 概 要

平成30年 2月に名古屋市立東部医療センターにおいて発生した医療事故
に関し、損害賠償の額を決定する。

2 医療事故の内容

平成30年 2月21日、患者は、名古屋市立東部医療センター消化器内科に
おいて、透析用カテーテルを抜去される際に、誤って座位で施行されたた
め、血管内に空気が流入し、身体に障害を負った。

3 損害賠償の額

4,758,621円

(当該損害賠償金は、病院賠償責任保険により補填される予定)

議員提出議案(条例案)を3月6日に上程(委員会付議)する場合

○想定される流れ

① 2月20日議案説明会(～午後3時)終了後 理事会

理事会での協議事項

- 1 議員提出議案(条例案)の委員会付議
・ 議案提出期限、質疑通告期限の確認

※議案(議員提出議案)を議長あて3月1日中に提出(提出者の署名いり)

- ・ 提出者 7人以上
- ・ 提出者は、条例案が付議される委員会の委員にもなっていていただく

② 質問日(個人質問1日目)[3月4日]本会議終了後 理事会

理事会での協議事項

- 1 議長あて提出された議員提出議案の確認
 - 1 提案趣旨説明者・発言時間の協議
 - 1 質疑通告者・発言時間の協議
 - 1 付議委員会の協議
- ※ 質疑通告期限 ②の理事会[3月4日]まで

③ 質問日(個人質問2日目)[3月5日]午後零時30分 議会運営委員会

議運での協議事項

- 1 議長あて提出された議員提出議案の確認
- 1 提案趣旨説明者・発言時間の確認
- 1 質疑通告者・発言時間の確認
- 1 付議委員会の確認

④ 質問日(個人質問3日目)[3月6日] 本会議

一括上程、提案趣旨説明、(質疑)、委員会付議

⑤ 常任委員会の審査[3月7日～14日] 総務環境委員会

⑥ 常任委員会の意思決定日[3月14日]午後1時 理事会

理事会での協議事項

- 1 委員会付議事件の審査状況と本会議での取り扱いについて
・ 討論・発言時間の確認

⑦ 常任委員会の意思決定日[3月14日]午後1時30分 議会運営委員会

議運での協議事項

- 1 委員会付議事件の審査状況と本会議での取り扱いについて
・ 討論・発言時間の確認

⑧ 予算関連議案等の議決日[3月15日] 本会議

委員長報告、議決

委員会条例の改正案

- ・ 議会運営委員会・・・15人
- ・ 常任委員会・・・総務環境と財政福祉を12人、その他は11人
- ・ 特別委員会・・・都活と公社を12人、その他は11人